

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」必要・添付書類

- 1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書・・・・・・・・・・ 2部
- 2 生産緑地買取申出書 (写)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
(2軸化事業本部へ提出予定の申出書の写し)
- 3 ①主たる従事者が死亡の場合
死亡から5年以内の場合には、住民票 (除票)・・・・・・・・・・ 1部
※死亡から5年を超える場合には、戸籍謄本
②主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の場合
農林漁業の継続が事実上不可能である旨が明記されているもの
「医師の診断書や院長の証明書等」・・・・・・・・・・ 1部
(必須事項：「農業に従事することが不可能」との記載が必要)
- 4 土地の登記簿謄本 (全部事項証明書)
(3カ月以内のもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- 5 位置図 (住宅地図等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- 6 委任状

※「戸籍謄本」又は「医師の診断書」と全部事項証明書の原本還付を受けようとする場合、
原本とコピー各1部を提出し、原本を還付します。

【生産緑地の取得のあつせんを希望される方へ】

生産緑地の買取申出をされてから、市が買い取らない旨を決定した場合、農業委員会から農林漁業従事者へのあつせんを行います。その際、当該生産緑地の「物件の表示」「買取申出日」「あつせんの期限」の情報を記載した「生産緑地のあつせんについて」の用紙を送付しますので、当該生産緑地に掲示くださいますようお願いいたします。

なお、用紙は、「市が買い取らない旨の通知」に同封して郵送いたします。